



年末調整に関しまして

あっという間に、一年も残り2か月となりました。秋風の冷たさに、なにかと慌ただしくなる年末の予感がします。

今回は年末直前ということで、年末調整のチェックポイントや改正事項についてお伝えします。

【年末調整チェックリスト】

年末調整のチェック時に、ご活用ください。



区分	チェック項目	備考
扶養控除 配偶者(特別)控除	<input type="checkbox"/> 給与所得者本人と生計を一にする親族の各合計所得は48万円以下ですか。	左記は、扶養親族の要件になります。
	<input type="checkbox"/> 給与所得者本人と生計を一にする親族のうち、その年の12月31日現在の年齢が16歳以上の方はいますか？	平成20年1月1日以前に生まれた方が、控除対象扶養親族となります。
	<input type="checkbox"/> 別居している家族や親族と生計を一にする事実がありますか。	生計を一にするとは「日常の生活の資を共にすること」を指します。別居している家族等に生活費などを常に送金している場合も当てはまります。
	<input type="checkbox"/> 給与所得者本人の合計所得金額は1,000万円以下ですか。	給与所得者本人の合計所得が1,000万円を超える場合、配偶者控除や配偶者特別控除を受けることができません。
	<input type="checkbox"/> 配偶者控除と配偶者特別控除を重複適用していませんか。	配偶者の合計所得が、48万円超133万円以下(年収103万円超201万円以下)の場合、配偶者特別控除を適用できます。
	<input type="checkbox"/> 寡婦、ひとり親控除の判定は正しく行われていますか。	「ひとり親」は現在婚姻関係がなく子がいる者、「寡婦」は夫と離婚又は死別後に再婚しておらず扶養親族がいる者を指します。
	<input type="checkbox"/> 控除対象扶養親族が国外で居住している(非居住者である)場合、親族関係書類及び送金関係書類を給与の支払者(会社)に提出又は提示していますか。	親族関係書類とは、戸籍の附票の写しやパスポートの写し等が該当します。また今年度より、原則、30歳以上70歳未満の非居住者は扶養控除の対象外となります。一部例外として、留学生・障害者・生活費教育費として年間38万円以上の送金を受けている者につきましては、今まで通り対象となります。
生命保険料 社会保険料 地震保険料 控除	<input type="checkbox"/> 生命保険料控除の対象とする生命保険契約のうち、その保険金等の受取人は、一定の範囲内の人となっていますか。	保険金等の受取人が一定の範囲内の人(その保険料の払込みをする者又はその配偶者その他の親族とする者)であることが要件です。
	<input type="checkbox"/> 支払った保険料から、余剰金や割戻金を控除していますか。	支払った保険料から、余剰金や割戻金を差し引いた額が支払保険料となり、一定の範囲内で控除ができます。
	<input type="checkbox"/> 申告した保険料や掛金は給与所得者本人が支払いましたか。	生命保険料控除・社会保険料控除・地震保険料控除の適用は、保険料や掛金を支払った方が対象です。
	<input type="checkbox"/> 保険料・掛金等の支払に関する証明書類はありますか。	会社からの天引きでない場合は納付事実を確認しましょう。
住宅借入金 等 特別控除	<input type="checkbox"/> 以下3点全て当てはまりますか。 ①住宅の取得をした人と所得者本人は同一人です。 ②本年12/31まで引き続き居住しています。 ③借入等をしている人と申告者は同一人です。	住宅借入金等特別控除とは、住宅ローン等を利用してマイホームの新築や取得、増改築した場合に、一定の要件のもとで所得税額を控除できます。年末調整で住宅借入金等特別控除を受けるためには、下記の資料が必要となります。 ①金融機関発行：住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 ②税務署発行：給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書
	<input type="checkbox"/> 申告する住宅ローン控除は2年目以降ですか。	1年目は年末調整では控除できません。確定申告が必要となります。

【改正事項】

2023年から改正される確定申告手続です。

今年度の年末調整から変更されるポイントは以下の3点です。

① 住宅ローン控除申告書の要件変更

- ・令和4年から令和7年までの間に入居した場合の「住宅借入金などの年末残高の限度額」「控除率及び控除期間」が住宅の種類などに応じて変更になっています。
- ・住宅ローン控除適用の所得要件が「3,000万円以下」から「2,000万円以下」へ引き下げられました。
- ・床面積40㎡以上50㎡未満の住宅について、令和5年12月31日以前に建築確認を受けた住宅の取得においても適用とされました。ただし、所得要件が1,000万円以下となります。

② 扶養控除等申告書：非居住者扶養親族の適用範囲変更 住民税に関する事項です。

③ 扶養控除等申告書：退職手当を有する配偶者・扶養親族欄の追加 住民税に関する事項です。



内容に関するお問い合わせ・ご相談はひょうご税理士法人までお願いします。(担当:三宅)